

危ない！人権侵害救済法案 「3条委員会の設置を阻止せよ」 百地章 日本大学教授

・新たな人権侵害救済機関設置について 基本方針（抜粋） <http://bit.ly/rloApD>
平成23年8月 法務省政務三役

2 人権救済機関（人権委員会）の設置

・人権救済機関については、政府からの独立性を有し、パリ原則に適合する組織とするため、国家行政組織法第3条第2項の規定に基づき、人権委員会を設置する。新制度の速やかな発足及び現行制度からの円滑な移行を図るため、人権委員会は、法務省に設置するものとし、その組織・救済措置における権限の在り方等は、更に検討するものとする。

3 人権委員会

・人権委員会の委員長及び委員については、中立公正で人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備えた者を選任するとともに、これに当たっては、国民の多様な意見が反映されるよう、両議院の同意を得て行うもの（いわゆる国会同意人事）とする。

6 報道関係条項

・報道機関等による人権侵害については、報道機関等による自主的取組に期待し、特段の規定を設けないこととする。

7 特別調査

・人権侵害の調査は、任意の調査に一本化し、調査拒否に対する過料等の制裁に関する規定は置かないこととする。調査活動のより一層の実効性確保については、新制度導入後の運用状況を踏まえ、改めて検討するものとする。

9 その他

・速やかで円滑な新制度の導入を図るとともに、制度発足後5年の実績を踏まえて、必要な見直しをすることとする。

~~~~~

## 動画の内容の説明（動画へのリンク⇒<http://youtu.be/Sc2TYA913-4>）

- ・「政府からの独立性」を有する「第3条委員会」とする点が非常にいかがわしい
- ・任意の調査に一本化  
調査活動のより一層の実効性確保については、新制度導入後に改めて検討する  
⇒わざと不明瞭にしているのか？
- ・法案だけを読んでも理解は困難  
危険極まりない法案を作り上げるスタートラインであることも気付かない仕組みになっている
- ・「小さく生んで大きく育てる」  
⇒3条委員会を作ってしまうと、あとはどうにでもなる、という恐ろしさ

旧人権擁護法案よりも危険な「平成17年の民主党案」

<http://backupurl.com/zdy4so>

## 1. 中央のほか、全国各県に「人権委員会」を設置

## 2. 内閣府の外局（法務省の外局ではなく）

各省庁ににらみを利かせることを狙う

3. 人権委員会のメンバーには、**民間の人権擁護団体の構成員（＝左翼の活動家）**を入れるよう努力する

## 4. 人権侵害の定義：**極めて曖昧 どのようにも解釈可能**

表向きは「不当な差別的言動を禁止・取り締まる」となっているが、

現在でも「人権侵害」の名のもとに法務局に呼び出されるなど行きすぎや混乱

⇒一般人にとっては脅威 新法でもっと大変な事になる

⇒言論の自由の否定 民主的社会の崩壊

## 救済手続きの開始（41条）

「人権侵害（の恐れ）」の申し出があれば、遅滞なく必要な調査・適切な措置（強制呼び出し・家宅捜索含む）を講ずることができる

人権委員会は自ら職権で動き出すことも可能

## 特別救済と勧告・公表

不当な差別的言動で相手を畏怖させ、困惑させ、または著しく不快にする人権侵害について、**裁判所の令状なしに以下の処分**をすることができる（47条1項 特別調査）

(1) 事件の関係者に対する出頭要求・質問

(2) 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の提出要求

(3) 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所の立入検査

⇒気に入らない人間を社会的に抹殺することが可能になる

## 憲法から見た問題点 明らかに憲法違反

1. 人権及び人権侵害の定義が曖昧・不明確なまま表現の自由を規制することは、国民の表現活動に萎縮的效果を及ぼし、憲法21条に違反

参考：娘通信♪：「人権擁護法」その4・・・「糾弾」という名の私刑

<http://bit.ly/pPAgmf>

2. 行政機関が言論・表現の事前規制を行うのは、憲法21条違反

仮に事前規制をする場合でも、行政権力ではなく、裁判所の事前差し止めが限度

3. 人権委員が、裁判官の令状もなしに立ち入り検査をしたり、書類等の留め置きをするのは**憲法35条違反**

令状主義は行政手続きにも適用される

4. 人権委員や人権擁護委員に**国籍条項が存在しない**のは、極めて危険であり問題

5. メディアに対する過剰規制は、報道の自由、取材の自由、国民の知る権利を侵害するもので、憲法違反の疑いがある

**報道の自由、取材の自由は国民の知る権利に奉仕するためのもの**で、たとえ報道規制がなくても、マスメディアは法案に反対すべきである

6. 人権侵害の名のもとに人権や名誉を侵害された者（冤罪被害者）を救済する措置が定められていない

裁判で時間をかけるしかない

## パリ原則 国際規約人権委員会からの勧告から見た問題点

悪質な問題のすり替え

### 1. パリ原則 政府から独立した機構

広範な任務 但し権限の範囲は憲法・法律で明記せよ

政府、議会その他の機関に対し、意見・勧告・提案・報告を提出するのみ

政府から独立した国内機構を⇒**財政的なコントロールについて言っているのみ**

3条委員会のような組織は求められていない⇒パリ原則は根拠にならない

### 2. これは、「警察や出入国管理当局（＝公務員）による不適正な処遇について申し立てができる、独立した機関」の設置を勧告したもの

法案ではこれについては簡単に触れているだけ⇒完全なすり替えである

にもかかわらず人権侵害救済法では、公務員による人権侵害のみならず、**民間による人権侵害、さらには人権侵害の恐れまで監視**する、独立した強力な人権委員会（3条委員会）を設置しようとしている

⇒パリ原則などを都合よく解釈、問題をすり替えて、恐ろしい機関の設置を目論んでいる

以上は平成17年の民主党案、今年8月の基本方針はこれを下敷きに見るとよく分かる危険性をごまかして出してきた

## 新たな人権侵害救済機関の設置について 民主党基本方針の問題点

1. 基本方針では、最も重要な「人権侵害の定義」について全く言及されていない
2. 具体的な必要性が示されていない
3. 例外的で特殊な機関である3条委員会を設置する明確な必要性がなければ憲法違反である
4. 強制調査に対する批判をかわすために任意調査にしたが、3条委員会にする意図と明らかに矛盾する

### 1. 基本方針では、最も重要な「人権侵害の定義」について全く言及されていない

法律の全体像を示さず、一部だけを取り出して無害を装い、法律の必要性だけを訴えている

**法案の重大な欠陥である人権侵害の定義**について、何ら触れないまま議論を進めようとしている

### 2. 具体的な必要性が示されていない

6月8日の取りまとめ案でも、法案の必要性については説明していない

産経、読売以外は取り上げないが、民主党や法務省は国民に公表したと言いつける議論を積み重ねてきた中でも、**反対派を説得するだけの必要性は示されなかった。**

民主党案では、わずか数ヶ月間の議論、しかも賛成派の意見だけを聞いている。

⇒**議論してきたことが制定を正当化する根拠にはならない。**

まだまだ人権侵害が後を絶たないから必要だ、と言うばかり。

なぜ「新たな人権侵害救済機関の設置」が必要なのか、国民に説明すべき

⇒大震災のどさくさに紛れて作り上げてしまう魂胆か？

### 3. 例外的で特殊な機関である3条委員会を設置する明確な必要性がなければ憲法違反である

3条委員会設置の必要性が明らかにされていない

明確な目的も権限も示さないままとにかく3条委員会を設置してしまおうというのであれば、**憲法違反の疑い**がある。

⇒政権が交代しても、もはや手がつけられないような状況を作りたいのか？

独立行政委員会＝内閣の所轄の下にありながら、実際は内閣から独立して職権を行使する行政機関

国家行政組織法の第3条に基づいて設置される。

内閣のコントロールも、国会のコントロールも及ばない行政機関  
⇒違憲論もあるほどの例外的で特殊な機関

必要性がある場合に限り例外的に認められている  
占領下に多く作られたが、次々と廃止されてきた

3条委員会を作るためには、**目的や権限（どのような目的で、何を行うのか）を明確に示さなければいけない**

**それを言わずに、パリ原則の一部だけを取り出して恣意的に設置しようとしている**  
⇒憲法違反の疑いがある

#### 4. 強制調査に対する批判をかわすために任意調査にしたが、3条委員会にする意図と明らかに矛盾する

強制調査権を否定しているなら、なぜ強力な権限がある3条委員会にする必要があるのか  
まず3条委員会を設置するという結論を出しておいて、あとから組織の権限のあり方を検討するというのは本末転倒である

強制調査なくして、推進派が必要だと主張する効果的な人権侵害の救済ができるはずがない  
朝日新聞でさえ、「この仕組みで働けるか」という社説を書いている  
⇒推進派の主張する必要性と法案の中身が矛盾している  
⇒強制調査がないなら、3条委員会など作る必要がないのは明らか

矛盾したやり方は、危険性を隠しつつ強力な3条委員会の設置を認めさせるための方便である  
**3条委員会の設置を既成事実化し、その後で権限を付与していけばよい**という考え方である  
⇒今から反対し、阻止しなければいけない

「小さく生んで大きく育てる」という言葉に潜む、そら恐ろしい狙いを考えよ  
絶対廃案にすべし、最低でも3条委員会の設置そのものを阻止しなくてはならない  
国民全般がまだ何も気づいていないことが大問題

#### 【人権侵害救済法】これまでの経過と現状

1. 自民党政権時代、法務省は法案成立にかなり積極的  
しかし、「法律制定の必要性」については説得力ある回答を示せず、やや消極的になっていた  
一方で民主党は「まともな資料」を全く出さないまま積極的に推進している

2. 推進派の論理は破綻しており、なぜ必要なのか説得力のある説明ができないでいる

(1) 人権救済の相手側の人権に対する配慮はまったくなし  
推進派の学者も、人権侵害救済法によって逆に蹂躪される人権のことは考えなかった。

(2) 公権力による人権侵害だけでなく、民間まで対象とした「特別調査権」の発動は問題であるとの批判

恣意的な使われ方の危険性が大きい強力な人権救済機関は必要ない。  
差別はあってはいけないが、教育の問題である。

推進派の学者さえも、特別調査権には否定的だった。

しかし、「**大変な人権侵害（冤罪）が起こるのではないか**」という問いに対し、法務省は「**作ってみなければわからない**」と、無責任な回答をしている。

民主党は平成17年に国会提出した「人権侵害救済法」をストレートに再提出することには躊躇  
⇒**そこで出てきたのが「3条委員会設置」という方便**

## 「人権侵害の実態」から見て、人権侵害救済法のような法律は「不要かつ危険」

### 1. 人権侵害の実態は？

(1) 果たして人権委員会のような強力な国家権力を行使しなければ救済できない「人権侵害・差別」が現実に存在するのか？

#### (2) 法務省の統計

審判事実がなかったものも含めて、**現行制度のもとでほぼ100%解決している**と、法務省が公表している。

悪質な事案はわずか数件にすぎない。

⇒**新たな人権侵害救済法の制定によって救済しなければならない「すさまじい人権侵害」**はいずこに？

#### (3) 同和問題解決のため？

a) 法案推進勢力の中心にあるのが「部落解放同盟」

同和事業対策特別措置法によって、33年間、約15兆円ものお金が同和問題解決のために出されてきたが、平成14年の段階でストップした  
金づるがほしいので、新しい法律が必要である

⇒**新の狙いは、従来の同和利権の存続を図ること**  
もう一つは糾弾を合法化することにある

b) しかし、同和問題は法的に解決済み

もはや同和対策のための経済的優遇措置は不要に  
それどころか、逆に「同和利権」が問題に（逆差別）

#### (4) 「差別意識」解消のため？

⇒すでに「人権教育・啓発推進法」が成立

### 2. 法律の必要性は？

網を張るような、包括的な法律は必要ない。

すでにたくさんの個別法がある。

- ・ ストーカー規制法
- ・ 児童虐待防止法
- ・ DV防止法
- ・ 高齢者虐待防止法
- ・ 障害者虐待防止法

もし不備があれば、個々の法律を改正していけばいい

## 今後の課題

### 1. 人権侵害救済法の国会提出を断固阻止すること

⇒**国会に法案が提出されてしまったら、あとは数の力で押し切られてしまう**

自民党案は中で抑えることが可能だった  
民主党だとそれが難しいが、反対派の議員もかなりいる

- ・ 民主党の基本方針の徹底批判
  - ・ 3条委員会の設置を断念させる
  - ・ 民主党、国民新党所属議員への働きかけ
- ※民主党の議員の多くを含む、平成17年以降当選の議員はこの法案の危険性を知らない
- ・ 法務省・マスメディア・一般国民に対する強力な反対運動・啓蒙活動

2. 場合によっては、必要に応じた最小限度の「個別法」や現行法の改正  
⇒公務員による人権侵害を救済するための法律  
現行法との整合性を図りながら

~~~~~

12月に法務省から発表された説明

- ・ 人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要 【PDF】 <http://bit.ly/t15tk1>
- ・ Q&A 新たな人権救済機関の設置について <http://bit.ly/tylPqU>

1月から始まる通常国会に、人権侵害救済法が提出される見込みです。

民主党も法務省も、3条委員会設置という既成事実を作ってしまうと、なりふり構わず人権侵害救済法の制定を急いでいます。

誰でも参加できる阻止方法

※法務省が国会提出のカギを握っています。

問題点をいくつか指摘して、人権侵害救済法に反対であること、国会提出は認められないことを伝えるなどしてください。

意見例 (こちらを参考に自由に考えてください)

件名 人権侵害救済法の国会提出・制定に反対します

本文

人権侵害救済法では、裁判官でもない人権委員が「違法性」や「差別助長行為」といった曖昧なものを判断することになり、恣意的な解釈の恐れが高く非常に問題があります。

調査する対象があいまいなうえに「差別の目的」という本人しか知りえない主観的なものを判断するのであれば、弁護士も付いた公正な司法手続きによらなければ、自由な言論が抑圧される危険性が増大します。

人権擁護委員の要件に国籍条項を付けなければ、外国人参政権が通った際に外国人も委員になれる恐れがあります。領土問題を主張する外国人が日本人の言論を抑制するためにこの制度を使う事態は容易に想像できます。そのような可能性を少しでも残すべきではありません。

法案推進派は、法案成立後に令状なしの捜査権や罰金を盛り込むなど「小さく生んで大きく育てる」方針を固めており、法務省のQ&Aでさえも、いずれ強大な権限を持つ組織に変えられる可能性を否定していないのが現実です。

たとえ現在は危険性が表に出ないようにしているとしても、いずれ強大な権限を持ちうる3条委員会の設置には断固反対です。

ほとんどすべての人権侵害は現行法で十分対応できており、3条委員会という強力な権限を持ちうる機関を設置するに十分な理由はありません。

人権侵害＝違法な行為であれば、警察や裁判所などの司法機関が必ず取り扱うべき事柄であり、司法機関以外の機関が介入することはあまりに不適切、かつ無駄なことです。

結局この制度は、国民の税金を無駄使いする利権の温床としてしか機能しません。

震災復興で財政が厳しい時に税金の無駄遣いなど、国民としては許すことができません。

人権侵害救済法は必要ないばかりか重大な問題点があり、人権を守るという趣旨を大きく逸脱しています。自由な言論を抑圧し、利権や天下り先確保につながるような法案の国会提出・制定は絶対にあってはなりません。

意見提出先（電話／FAX／送信フォーム 電話またはFAXがより効果的です）

・法務省

03-3580-4111／03-3592-7393／<http://bit.ly/pw3cRj>

・国会での審議は「法務委員会」でなされます。

法務委員の国会議員に危険性を知っていただき、反対をお願いするのが特に重要とされます

法務委員の国会議員（特に民主党議員） <http://bit.ly/v4TNh6>

民主党

03-3595-9988／03-3595-9961／<http://bit.ly/1AGKdB>

※国民新党の自見金融担当大臣（参議院比例全国区）が閣議で反対してくれれば、閣議決定が成立しないため国会提出を阻止できます。

自見大臣に反対していただけるよう自見大臣と亀井党首に応援のメッセージを送ってください。

意見例：（こちらを参考に自由に考えてください。なるべく簡潔に）

件名 人権侵害救済法に反対していただくようお願いします

本文

人権侵害救済法は人権擁護委員に国籍条項がない、成立後に令状なしの強制捜査や罰金などが追加される恐れがある、人権侵害や差別助長の基準があいまいで恣意的な運用の恐れが大きいなど、多くの問題があります。

ほとんどすべての人権侵害は現行法で十分対応できており、3条委員会という強力な権限を持ちうる機関を設置するに十分な理由はありません。

人権侵害＝違法な行為であれば、警察や裁判所などの司法機関が必ず取り扱うべき事柄であり、司法機関以外の機関が介入することはあまりに不適切です。

震災復興で財政が厳しい時に、このような税金の無駄遣いなど、国民は許すことができません。

自見大臣に閣議で反対していただければ国会提出を阻止できます。

自由な言論を抑圧し、利権や天下り先を確保するための悪法に反対してくれる先生と政党を、有権者は応援しています。

亀井静香

電話 03-3508-7145 <http://bit.ly/w3XJvh>

じみ庄三郎

TEL. 093-531-1111 FAX. 093-531-1115 <http://bit.ly/rm4iwe>

※各国会議員への意見提出は、自分の選挙区や近隣地区の議員を優先してください

民主党議員一覧 <http://bit.ly/psDrhT>

公明党

03-3353-0111/03-3225-0207/<http://goo.gl/8UeIu>

自分の選挙区の議員と、党本部を選択

選挙区に議員がない場合は、衆議院 斉藤鉄夫、参議院 山口那津男、その他 党本部を選択

※「全国陳情プロジェクト」 これまでの陳情結果 <http://bit.ly/mWJRgb>

こちらを参考に、「反対を表明していない議員」を中心に意見提出をお願いします

他党の検索性

- ・ 衆議院議員
- ＞ 地域別 <http://bit.ly/pvAG3D> ＞ 比例代表 <http://bit.ly/qMjvhm>
- ・ 参議院議員
- ＞ 地域別 <http://bit.ly/oC4WIC> ＞ 比例代表 <http://p.tl/4Md5>

※メールアドレスを知られたくない方

一時的なメールアドレスサービス（原則として受信と返信のみ）

10分有効 <http://bit.ly/mkJ1yB> 15分有効 <http://bit.ly/kORSYi>

・ **人権侵害救済法反対 全国陳情プロジェクトへの参加**

国会議員などの政治家に直接働きかけて、この法案に反対してもらいましょう。

詳細はこちら ↓

<http://johokosa.blog98.fc2.com/blog-entry-329.html>

・ **チラシを使った危険性の周知・拡散**

・ 新たな人権侵害！政府・民主党が準備している「人権侵害救済法案」

http://hiranuma.org/files/zhinken_download01.pdf

・ マンガ「何これ？ 人権侵害救済法案」 <http://bit.ly/rZjsNf>

・ 問題点 内容解説 百地章 日本大学教授 論文

http://hiranuma.org/files/zhinken_download02.pdf

・ **オンライン署名【外国人参政権・人権侵害救済法案】に断固反対**

PC用⇒<http://t.co/bZLjY5x>

携帯用⇒<http://t.co/C5ekCJp>